

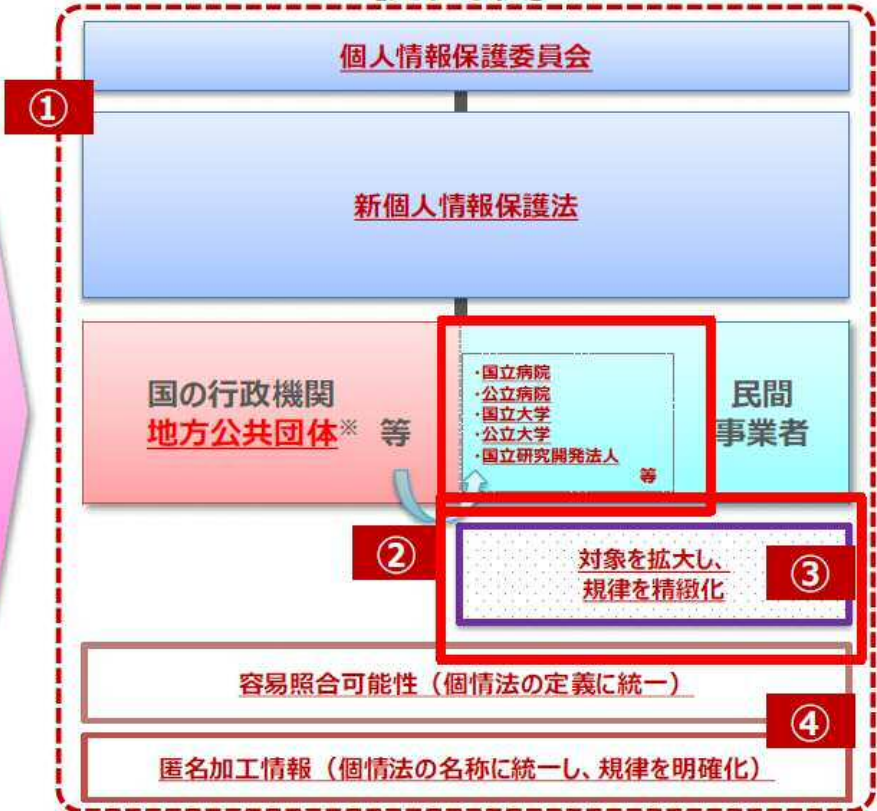
# 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



# 改正法の全体像



目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）
- 第三章 個人情報の保護に関する施策等
  - 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）
  - 第二節 国の施策（第八条—第十一条）
  - 第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）
  - 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）
- 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等
  - 第一節 総則（第十六条）
  - 第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）
  - 第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）
  - 第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）
  - 第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十六条）
  - 第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）
- 第五章 行政機関等の義務等
  - 第一節 総則（第六十条）
  - 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）
  - 第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）
  - 第四節 開示、訂正及び利用停止
    - 第一款 開示（第七十六条—第八十九条）
    - 第二款 訂正（第九十条—第九十七条）
    - 第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）
    - 第四款 審査請求（百四条—第一百七条）
    - 第五款 条例との関係（第八十条）
  - 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（百九条—第一百二十三条）
  - 第六節 雑則（第二百四—第二百二十九条）
- 第六章 個人情報保護委員会
  - 第一節 設置等（百三十一—百四十五条）
  - 第二節 監督及び監視
    - 第一款 個人情報取扱事業者等の監督（百四十六—百五十二条）
    - 第二款 認定個人情報保護団体の監督（百五十三—百五十五条）
    - 第三款 行政機関等の監視（百五十六—百六十条）
  - 第三節 送達（百六十一—百六十四条）
  - 第四節 雑則（百六十五—百七十条）
- 第七章 雑則（百七十一—百七十五条）
- 第八章 罰則（百七十六—百八十五条）

附則

【第1章～第3章】  
用語の定義、国・地方公共団体の責務等

【第4章 個人情報取扱事業者等の義務等】  
民間の事業者等に適用される規律

【第5章 行政機関等の義務等】  
国・地方公共団体等に適用される規律

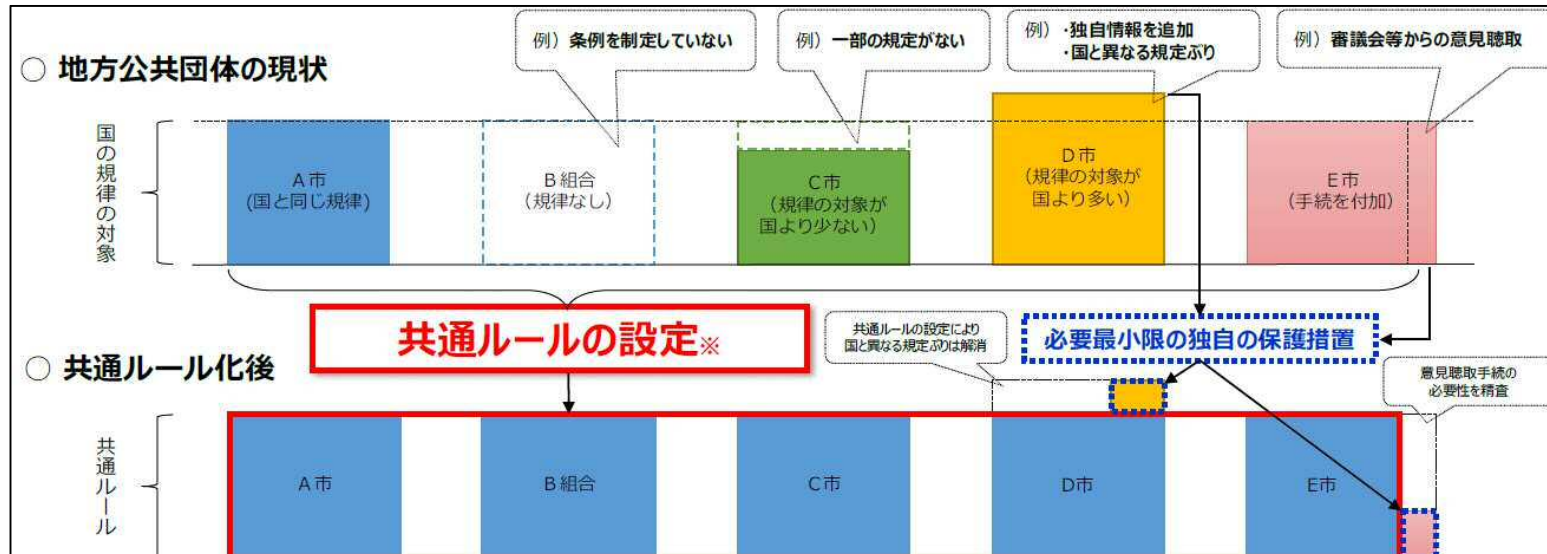
【第6章・第7章】  
個人情報保護委員会の組織、監督・監視権限等

【第8章・附則】  
罰則、経過措置等



# 改正法と条例との関係

- 条例においては、**共通ルールに反する規律**のほか、**共通ルールと同じ内容の規律**も規定してはならないとの解釈が示されている。
- 一方で、改正法によって**条例で定めることが認められている事項**や、**その他個人情報の保護又はデータ流通に直接影響を与えない事項**については、条例で規定を設けることが許されている。
- したがって、令和5年4月以降の条例は、**これらの条例で規定することが許されている事項のみ**を定めるものとなる。





# 改正法の適用関係



- 法律が 1 本に統合された後も、  
公的部門と民間部門の規律が異なるという仕組みは変わらない。
- 例外として、**自治体の病院・診療所・大学**の業務については、  
個人情報の取扱いに関する規律についてのみ、民間部門の規律が適用される。
- 議会は、法の対象外**となったが、  
「自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましい」とされており、各自治体では改正法の内容に則した条例を制定する動きがある。

	個人情報の取扱い	開示請求等
市の業務 (次項を除く。)	公的部門の規律	公的部門の規律
市の <b>病院及び診療所</b> の 業務	民間部門の規律	
市議会	対象外	

# 開示請求等

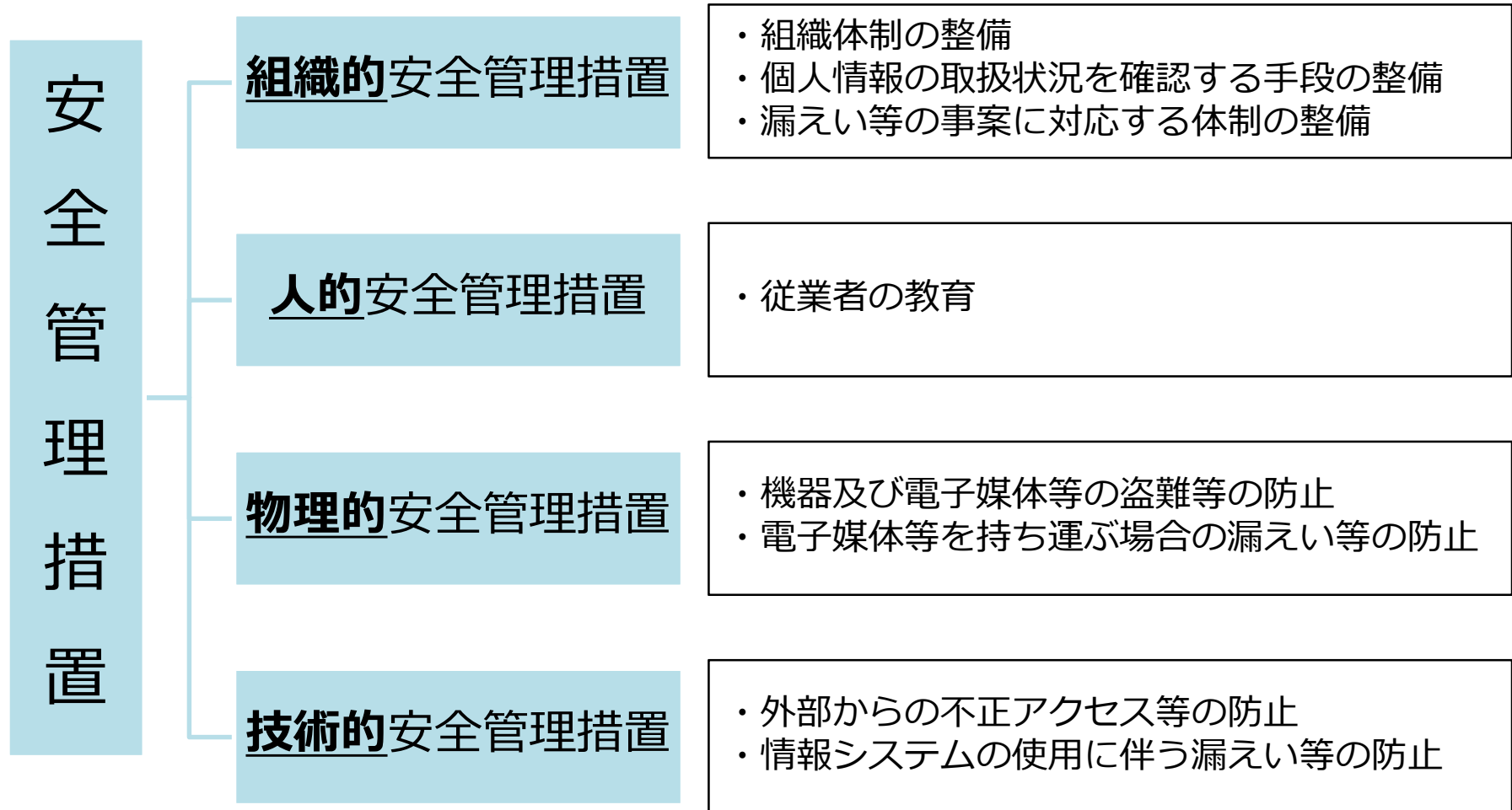


- 開示請求等は、引き続き制度として用意されている。
- 開示請求に要する手数料は、条例で規定しなければならないとされた一方で、不開示情報の範囲は、情報公開条例との整合性を考慮できる等とされた。**
- さらに、**任意代理人からの開示請求が可能**となり、**郵送での申請**も認められた。

改正法		条例
本人、法定代理人又は <b>任意代理人</b>	<b>請求者</b>	本人又は法定代理人
窓口、 <b>郵送</b>	<b>請求方法</b>	窓口のみ
法で定める (条例で定めることにより、情報公開条例で定める不開示情報と整合を図ることも可)	<b>不開示情報</b>	条例で定める
<b>30日</b> (条例で短縮可)	<b>開示決定期限</b>	14日
(原則として) 開示決定後に申出	<b>開示の方法</b>	開示請求時に申出
<b>条例で定める</b>	<b>手数料</b>	なし (コピー代等相当額のみ)



○**個人情報の漏えい・滅失・毀損の防止**その他の保有個人情報の安全管理のため、「安全管理措置」を講じなければならないと定められた。



# 直接取得原則等



- 改正法では、**個人情報**は本人から取得しなければならないという**原則**や、**社会的差別の原因となる個人情報の取扱いを制限する原則等**を規定していない。
- しかし、個人情報の保有、取得等が無制限に許容されるという趣旨ではなく、**法令等の定める事務等のため必要な場合に限られること等**が規定されている。
- なお、これらは個人情報保護やデータ流通に**直接影響**を与える事項であるため、**条例で独自の規定を定めることは許容されない**と示されている。

改正法
<b>【保有の制限】（61条）</b> 法令の定める事務・業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
<b>【利用目的の明示】（62条）</b>
<b>【不適正な利用の禁止】（63条）</b>
<b>【適正な取得】（64条）</b> 不正の手段により取得してはならない。
<b>【正確性の確保】（65条）</b>

条例
<b>【取扱いの範囲】（6条）</b> 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取り扱ってはならない。
<b>【収集の規制】（8条）</b> 個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。
<b>【オンライン結合制限（10条）】</b> 電子情報処理組織を結合する方法により個人情報を提供してはならない。

# 目的外利用・外部提供



- 目的外利用と外部提供が認められる場合についても、改正法において規定され、**条例で独自の規定を定めることは許容されない**と示されている。
- これまでは、**審査会で意見を聴いて定めた取扱基準**もこの根拠としていたが、改正法の施行後は、法の要件の範囲内かどうかによってのみ判断される。

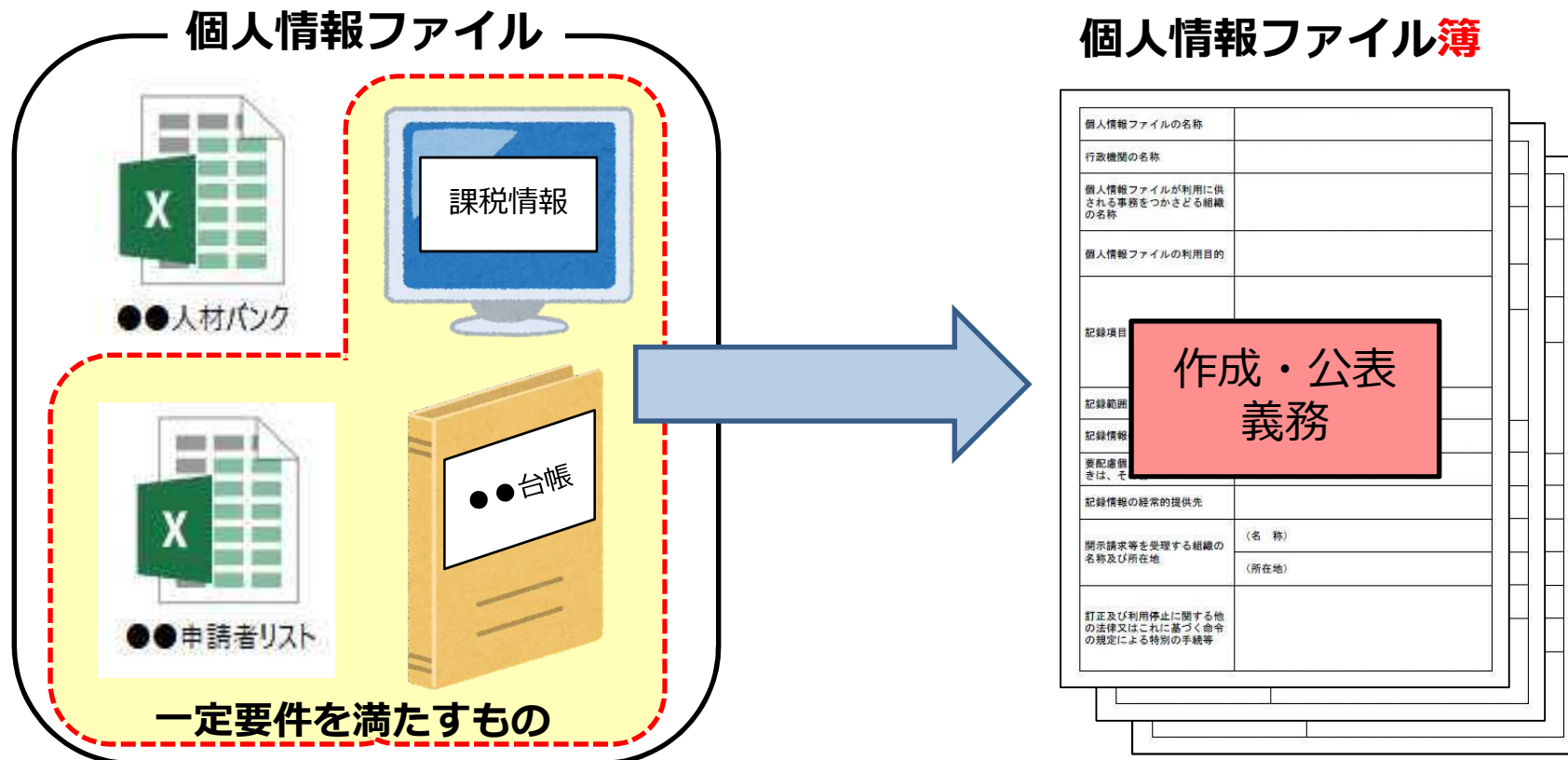
改正法	条例
同意があるとき	同意があるとき
法令に基づくとき	法令に基づくとき
事務に必要な限度で利用する場合で 相当な理由があるとき	事務に必要な限度で利用する場合で 相当な理由があるとき
提供を受ける行政機関等が 事務に必要な限度で利用する場合で 相当な理由があるとき	事務に必要な限度で国等に提供する場合で 相当な理由があるとき
統計、学術研究のために提供するとき	生命・身体・財産等の保護のため 緊急やむを得ないとき
<u>提供が明らかに本人の利益になるとき</u>	<b>審査会の意見を聴いて、 適正な行政執行のため又は 公益上必要があると認めるとき</b>
その他特別の理由があるとき	



# 個人情報ファイル（簿）



- **個人情報を検索できる集合物**（データ・紙）を「個人情報ファイル」という。
- 一定の要件を満たす「個人情報ファイル」については、**どのような個人情報を含むか等について記録した「個人情報ファイル簿」の作成と公表が義務付けられた。**



# 審査会・審議会の役割



- 開示決定等に係る審査請求については、引き続き調査審議できる。
- ただし、国が法解釈等を一元的に所管するようになったため、目的外利用や外部提供等について、**審議会に意見を聴いて自治体ごとに基準を定めることは認められなくなった。**
- その一方、**個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で定めることにより、審議会に諮問することができるものとされた。**

審査会・審議会の所掌事項として認められるもの (改正法)
審査請求の調査審議
<b>個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的知見に基づく意見</b>
諮問に基づかない調査審議、意見等
他の法令に基づく調査審議、意見等

本審査会の個人情報に関する所掌事項として規定されているもの (審査会条例)
審査請求の調査審議
審査会の意見を聴くこととされている事項（ <b>目的外利用や外部提供を認める基準</b> など）についての調査審議
その他施策に関する調査審議、意見等
特定個人情報保護評価に係る点検